別紙

江東区男女共同参画推進センター内軽食喫茶室出店者選定　評価基準

No.		評価項目	評価内容	判断の目安(例)	配点	
					1次審査	2次審査
①	書面審査	運営方法	・運営方法に係る基本方針、接客方針は明確であるか。	□利用者が安心して利用できる店舗運営方針が示されてあるか。 □多様な利用者に配慮した接客方針か。	30点	
②		従業員の配置体制	・従業員の配置体制、責任体制、緊急時の体制が明確であるか。	□ 営業時間中の人員配置、責任者の役割及び緊急時の対応手順が具体的かつ実現可能な内容として示されているか	20点	
③		安全管理	・防犯、防災等に対する運営上の安全管理がとられているか。	□防犯対策が具体的に示されているか(リスク管理の方法等) □災害発生時の対応手順が整理されているか。(連携体制)	10点	
④		食品衛生	・食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策について、適切な策が講じられているか。	□食品衛生管理体制が明確であるか。 □食材の仕入れから保管、調理、提供までの管理方法が適切か。 □食品事故発生時の対応体制の有無	20点	
⑤		環境への配慮	・廃棄物の減量化、リサイクルの推進やフードロスについて、積極的に取り組んでいるか。	□食材の適正発注や在庫管理 □使い捨て資材の削減等	10点	
⑥		商品・サービスの構成	・軽食喫茶室の雰囲気や来館された方に適したメニューの独自提案がされているか。 ・提供を予定している主なメニューの価格について、適切な価格設定になっているか。 ・魅力的なテイクアウトメニューとその販売方法について具体的な提案があるか。	□施設利用者のニーズや施設特性を踏まえた魅力的かつ独自性のあるメニュー提案か □メニュー内容に見合った適正かつ利用しやすい価格設定か □テイクアウトメニューはリピート購入が見込めるか、また気軽に購入できる工夫はあるか。	30点	
⑦	プレゼンテーション	センターとの親和性	・センターの活性化、利用者交流、情報発信及び地域との連携に関する独自提案があるか。 ・高齢者や子育て世代を含む多様な世代が気軽に立ち寄り交流できる居場所づくりの提案があるか。 ・センターの認知度向上及び地域の賑わい創出に資する提案があるか。	□独自提案を通じてセンターや地域にどんな効果を生み出すか □隣接公園利用者へのアピールやSNS発信など、センター認知度向上と賑わい創出に資する具体的な工夫があるか。		40点
⑧		提案の実現性	・提案内容を安定的かつ継続的に実施できる運営計画・実績を有しているか	□類似施設での運営実績があるか □安定的かつ継続的な営業が見込まれる計画となっているか		40点
⑨		サービスの提供	・サービス提供者としての適切な態度であるか。	□サービス提供者としての接客・接遇に関する考え方や姿勢が適切であるか。 □公共施設内の営業者である認識があるか。		20点
⑩		意欲及び実行力	・センターで軽食喫茶室を運営することに対する熱意 ・運営上の課題やリスクに対する理解及び現場対応力	□事業者本人の熱意評価 □質疑応答での対応力・柔軟性		30点
⑪	事務局採点	賃貸借料提案書 (貸付料)	・“軽食喫茶室内“に対する提案賃貸借料(月額)の最高提案額を10点満点とし、それ未満の提案額については、次の算定式により、小数第1位を四捨五入して採点する。【10点×提案額/最高提案額】		10点	
小　計					130点	130点
合　計					260点	

評価基準	評価	点数化方法
評価内容が非常に優れている	A	配点×1.0
評価内容が優れている	B	配点×0.8
評価内容が標準的である	C	配点×0.6
評価内容がやや劣っている	D	配点×0.4
評価内容が劣っている	E	配点×0.2

点数化方法
配点10点の5段階点数は、A－10／B－8／C－6／D－4／E－2
配点20点の5段階点数は、A－20／B－16／C－12／D－8／E－4
配点30点の5段階点数は、A－30／B－24／C－18／D－12／E－6
配点40点の5段階点数は、A－40／B－32／C－24／D－16／E－8